#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学法科大学院における教育の多様化の試みについて
Sub Title	Continuing legal education in Keio law school
Author	佐藤, 英明(Sato, Hideaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2015
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.33 (2015. 10) ,p.9- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 : 法曹リカレント教育
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AA1203413X-20151023-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集:法曹リカレント教育

# 慶應義塾大学法科大学院における 教育の多様化の試みについて

佐藤英明

- 1 はじめに
- 2 高度な能力を持つ法曹実務家の養成の試み
- 3 法曹の職域拡大に関する科目
- 4 英語を用いる授業科目
- 5 おわりに

#### 1 はじめに

法曹養成教育の中心的機関として法科大学院が発足してから 10 年が経過し、最初は手さぐりとも言うべき状況であったが、法曹実務家を育成するという教育経験も着実に積み重ねられ、教育内容とともに充実しつつある。このような現時点において法科大学院、特に大規模のトップ・ロー・スクールにおいては、法科大学院が社会的に果たすべき役割を見直す作業が求められている。

この点に関連して、慶應義塾大学法科大学院(KLS: Keio Law School)では、教育対象ないし教育目的の多様化という観点からは法曹リカレント教育(CLE: Continuing Legal Education)<sup>1)</sup> の展開を、また、教育内容の拡大という観点からは、国際化の進展および法曹の職域拡大という方向性を定めて、法科大学院の新たな役割の実現に取り組んでいる。本稿では、現時点(平成27年5月)における、KLSにおけるこれらの取組みの現況について、簡単な報告を行なう。

## 2 高度な能力を持つ法曹実務家の養成の試み

#### (1) 序

周知のように、法科大学院は法曹養成教育の中核的機関として、司法制度改革の一環として発足した。したがって、その主要な任務は、司法研修所等と連携しつつ、新たな実務法曹を世に送り出すことである。しかし、法科大学院、特に大規模な法科大学院に蓄積された膨大な研究・教育リソースは、現時点ではそれにとどまらない潜在的能力を有している。KLSでは、この点に着目した取組みを行なうこととした。

すなわち、教育対象をすでに実務法曹として活躍している弁護士などに拡げ、通常の業務や弁護士会の研修などを通じた知識・能力の習得にとどまらない、高度な能力を有する実務法曹の養成を教育目的に加えることを計画したのである。現在、実行に移されつつある法曹リカレント教育(KLS-CLE)は、先端的・専門的な法領域に関するもの、法曹の職域拡大に関するもの、および、国際化の進展に対応するもの、の3分野から成っている。以下、「2」ではこのうち、第一の、先端的・専門的な法領域に関するものについて概説し、法曹の職域拡大に関する内容については「3」で、また、国際化の進展に対応する内容については「4」で、それぞれ概観することとしたい<sup>2)</sup>。

## (2) 専修プログラム

KLSでは、弁護士などの実務法曹が、先端的・専門的な法領域について、 基礎的・体系的な知識を身につけ、さらにはそれを運用する高度な能力を涵養 する教育プログラムを設けている。これは、これまでの弁護士会における研修

<sup>1)</sup> CLE は直訳すれば「法曹継続教育」であるから、厳密に言えば、法曹実務家が法曹資格 取得後も能力開発や知識のアップデートのために受け続ける教育全体を指し、法科大学院 における法曹リカレント教育はその一部を成すことになるが、本稿では両者を同義のもの として用いている箇所がある。

<sup>2)</sup> なお、以下に触れる「弁護士モニター」の意見については、KLSのサイトで閲覧できる 資料(http://www.ls.keio.ac.jp/cle/about.html)(平成 27 年 5 月現在) を参照されたい。

などでは、必要な実務的知識は得られても、体系的な知識を習得することが困難であったことに対応するものである。

具体的には、労働法、租税法、経済法、知的財産法、および、環境法の5分野につき、「専門法曹養成プログラム(専修)」(以下、「専修プログラム」と略称する。)と「専門法曹養成プログラム(専門)」(以下、「専門プログラム」と略称する。)の2段階の教育プログラムが提供されている(なお、これに加え、倒産法については専修プログラムのみを提供している。)。

専修プログラムは、各法領域とも、2単位の授業科目3科目から成っている。2単位の授業科目は、原則として1学期に週1回の授業を合計15回行なうこととされているから、専修プログラムは、原則として週1回の通学を3学期分(1年半)続けることで修了することができる。このプログラムにおいては、各法領域の主要部分についての基礎的な知識を体系的に習得することができる。たとえば、筆者が担当する租税法の領域では、専修プログラムに属する「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」「租税法 II」を受講することにより、所得税法、法人税法、所得計算通論、租税手続法、および、租税法総論についての基礎的な知識を体系的に得ることができる。

また、日本法に関する CLE 科目全般に言えることであるが、法科大学院の授業科目である以上、理論と実務の架橋が常に意識されており、学説に偏ることなく判例を重視した授業内容とされている点も、実務法曹の教育にとって重要なポイントと言うことができる。KLS の授業科目においては、特にこの点が留意されているものである 3)。

平成26年度には、日本弁護士連合会の協力を得て、この専修プログラムにほぼ相当する内容の授業科目に、合計で9名の弁護士をモニターとして受け入れた(租税法3名、労働法3名、経済法1名、倒産法2名)。これらのモニターに実際に各科目15回の授業に学生として出席してもらったところ、授業の程度、

<sup>3)</sup> たとえば、筆者の担当する本文中の科目においては、いわゆる基本書と呼ばれる書籍ではなく、主として判例教材から成る、金子宏ほか編『ケースブック租税法〔第4版〕』(弘文堂・2013年)を主たる教材として用いている。

内容、手法等について、おしなべて高い評価が得られた。これによれば、KLS の CLE 科目については、弁護士などの実務法曹の需要を十分に満たす内容であると判断することができる。

#### (3) 専門プログラム

次に、専門プログラムは、専修プログラム修了相当の基礎的・体系的な知識を有している実務法曹に、その知識・能力をブラッシュ・アップする機会を提供することを目的とし、各法領域について4単位の授業科目(主として演習タイプのもの)を履修した上で、特定のテーマについてリサーチペーパーを執筆することを求める、1年間の教育プログラムである。リサーチペーパーの執筆については、指導・助言を行なう教員をそれぞれ1名ずつ配置する。

日頃の業務で各種の法律文書を書き慣れている法律実務家とはいえ、改めてテーマを定めて調査、研究を行ない、その結果をリサーチペーパーにまとめることは、教員の指導・助言があっても容易なことではない。また、日常的に学生を指導している教員としても、業務の合間を縫って研究・執筆を行なう実務家に適切な指導・助言を与えることは新たな体験である。これが机上の空論に終わるのか、現実味のある教育課程たりうるのかも、平成26年度のCLEの試行において探ったポイントである。先に挙げた9名のうち、各法領域につきそれぞれ1名の弁護士には、実際に指導する教員を配置してリサーチペーパーの執筆を求めた。その結果、執筆されたリサーチペーパーが、本誌に掲載されている、以下の4本の論文である。

- 吉田和雅「破産者が取得した個人情報の管理に関する破産管財人の義務 ——最判平成 18 年 12 月 21 日を手掛かりにして—— |
- ◆ 大賀朋貴「セクシュアル・ハラスメントに対する事前防止措置の法的意義 ――就業時間外・就業場所外における事例を中心として――」
- 楠部亮太「不当な取引制限における当事者の範囲──談合における「基本 合意」の「当事者」、及び不当な取引制限において課徴金を課すべき「当 事者」の妥当な範囲の検討──」

### ● 小田島良磨「相続開始後の事情への課税上の対応 |

平成27年度は、専修プログラムに4名の弁護士を実際に受け入れている。また、専門プログラムについては、労働法、経済法、および、知的財産法にそれぞれ1名ずつの弁護士を日弁連からの派遣により受け入れており、リサーチペーパーとしてその成果がまとまることが期待されている。

#### (4) 将来的な展望

以上が、専門法曹養成プログラムの概略である。専修プログラム、専門プログラムについては、それぞれ、修了者に KLS の「修了認証」を与えることとされている。将来的には、医師に専門医の制度があるように、先端的・専門的な分野についてはいくつかの法科大学院の「修了認証」制度により「専門法曹」として認証される制度が一般化することも十分に考えられよう。KLS はその制度を現時点で先取りし、最も先行している法科大学院であることを誇りとしている。

このほか、KLS-CLEには、このような複数科目にまたがる体系的な知識の習得とは別に、先端的・専門的な分野の科目を 1 科目ずつ履修できる個別科目履修プログラムも設定されているが、紙幅の関係でその紹介は省略する 4 。

# 3 法曹の職域拡大に関する科目

わが国の法曹実務家の活動領域は、国際的な活動を含めて、近年、特に拡がりを見せている。これに対して、これまでわが国の法曹実務家は、法廷での弁護などの訴訟活動を中心にその活動がイメージされてきており、そのような法曹実務家の職域拡大については知られることが少ない。こうした職域拡大に関する情報の不足は、法曹資格取得志望者にとっても、また、すでに資格を取得して活躍している法曹実務家にとっても、重要な問題である。KLS はこのよ

<sup>4)</sup> 詳細は、KLSのサイト (http://www.ls.keio.ac.jp/cle/) (平成27年5月現在)を参照されたい。

うな認識から、平成 26 年度における試行を経て、平成 27 年度から以下の 5 分野において、法曹の職域拡大に関する授業科目――フォーラム・プログラム (FP)――を設置し、在学生とともに学外の法曹実務家に参加の途を開いている。後者の点で、このプログラムも KLS-CLE の一環をなしていると評価することが可能である。

5分野の授業科目とは、公的セクターに関わる「公共政策法務 FP」、私的(ビジネス)セクターに関わる「起業と法 FP」・「企業内リーガルセクション FP」、国際的な分野に関わる「国際法務 FP」・「法整備支援 FP」の5科目である。これらの FP においては、教員による授業に加え、それぞれの分野で先行的な活動に関わっている複数の専門家を招いて講演や討論を行ない、法曹の職域拡大に関する知識の普及と理解の深化に努めている。

平成 26 年度においては日本弁護士連合会の協力により、「国際法務」の分野に4名、「法整備支援」の分野に2名の弁護士モニターを受け入れて、実際に授業に出席してもらったところ、これらの科目(特に「国際法務」は授業のほぼ全てが英語で行なわれる。)についてもモニターの評価がきわめて高く、KLSがこうした分野について十分な教育を行ないうることが実証された。平成27年度においては、さらに、「公共政策法務FP」、「起業と法FP」、「国際法務FP」、「法整備支援FP」の4科目について各科目1名の弁護士モニターの派遣を受け、KLSにおける教育の長所と問題点の発見に協力してもらうこととなっている。

# 4 英語を用いる授業科目

今日の著しい国際化の進展に伴い、法曹実務家に対して英語の運用能力を求められる場面が大幅に増えていることは言を俟たない。それに対して、外国のロースクールへの留学の機会を得るなどの稀なケースを除くと、法曹実務家が実務に役立つ英語能力の開発を行ないうる機会は、決して多いとは言えない。この点に鑑み、KLSにおいては従来から積極的に英語を用いる授業科目(以下、「英語科目」と略称する。)を展開してきたところであるが(平成26年度で少なく

とも 18 科目)、さらに、KLS-CLE の一環として、これらの英語科目にも、弁護士などの法曹実務家を受け入れることとした。

平成26年度は、TOEICスコア730~800点程度を目安とする「上級」の科目に2名、特に英語力を問わない「基礎」の科目に6名の弁護士モニターを受け入れた。「上級」科目の2名の満足度は高かった反面、「基礎」科目については評価が分かれ、参加者に一定の英語力を求めたほうがよいなどの提言も行なわれたところである。

平成27年度には、さらに5名の弁護士モニターを計8科目に受け入れ、 KLS-CLEにおける英語科目のあり方を究めていく。このようなKLS-CLEの 国際的な側面は、やがて設置されるKLS-LL.Mへと発展していくことが予定 されているものである。

#### 5 おわりに

本稿で概観したように、KLS-CLEの試みは、まだ緒に就いたばかりである。このことは同時に、わが国の法科大学院における法曹リカレント教育の試み自体が始まったばかりであることを示している。社会の高度技術化、国際化の進展とともに、法曹実務家に求められる能力も一段と高度化しており、そのような能力の習得には、法曹資格習得後の継続的な研修・教育が欠かせないことは言うまでもない。そして、KLS-CLEにおける今日までの試みは、法科大学院がそのような継続的教育の一翼を担う能力を持ちうるということである。

今後、法曹リカレント教育が発展していくためには、その参加者が増えていく前提として、なによりも法科大学院におけるこのような教育の存在の社会的認知度が高まることが重要である。幸いにして、他の法科大学院においても法曹リカレント教育の重要性がようやく認識され、一定の動きが見られるところである。KLSにおいては必要に応じてこれらの動きとも呼応しつつ、一層魅力的な法曹リカレント教育の構築へと一歩を進める必要がある。